2024年4月

日本学生支援機構奨学金
在学猶予願の提出について

工学部・工学研究科教務課

奨学金貸与終了後も大学に在学している場合（以下①～③の場合）、在学猶予願を提出することで、在学中の返還開始を猶予することができます（在学猶予）。在学猶予を希望する者は、下記のとおり在学猶予願を提出してください。

① 2024年4月に名古屋大学大学院に入学（進学）した場合

※必ず新しい学生証を取得してから、《進学後の》学生番号で手続きをしてください。

※大学院の予約採用候補者として進学届を提出の際、前奨学生番号を入力済みの方は在学猶予願の提出は不要です。

②在学中に奨学金を辞退（貸与終了）した場合

③休学、留年等により卒業期が延期された場合

※②、③の場合、在学猶予願は1年ごとに提出が必要です。

提出方法	在学猶予願は、日本学生支援機構のスカラPSログイン後表示される「各種届願・繰上」タブから進んで提出してください。
提出手順	名古屋大学ホームページに掲載されています。よく読んだうえで手続きしてください。 「名古屋大学」➔「教育・学生支援」➔「経済支援(授業料等免除・奨学金)➔「日本学生支援機構（JASSO）奨学金」➔「在学猶予」 https://www.nagoya-u.ac.jp/academics/support/jasso_scholarship/index.html#zaigakuyuuyo
提出締切	**5月15日（水）** ※6月以降は、毎月15日を提出締切とします。 ただし、12月および3月は、10日を提出締切とします。

【注意事項】

- 在学猶予願を提出しなかった場合、貸与終了（進学後・卒業後）の 7 ヶ月目から奨学金返還が始まります。
- 在学猶予取得年数は、通算 10 年までです。
- 在学猶予の手続き後に退学等により在学期間が短くなった場合は、「在学猶予期間短縮願」の提出が必要です。提出手順については上記名古屋大学ホームページの「在学猶予」に掲載されています。
- 在学猶予願及び在学猶予期間短縮願についてご不明な点は所属学部・研究科の奨学金事務担当に問い合わせてください。